

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

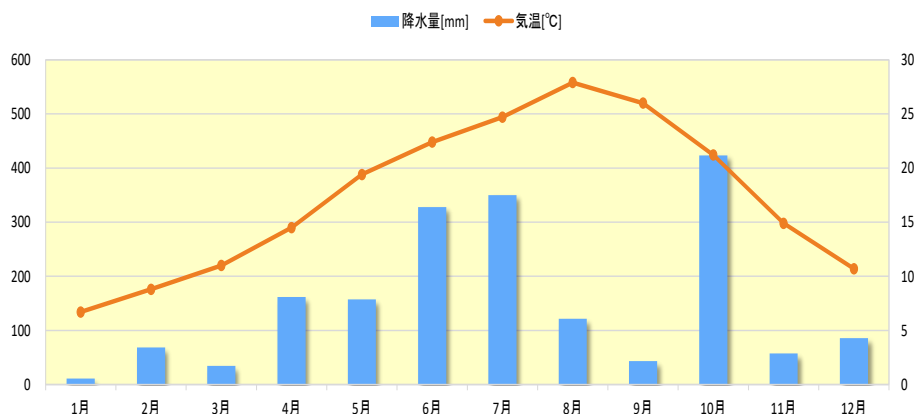
I 現状

(1) 地域の現状

静岡県の西部地域（遠州東部＝東遠）に位置し、市の名前の由来にもなっている菊川が市の中心を流れている。この地域は江戸時代にほぼ開墾されていたが慢性的な水不足に悩まされており、現在は大井川から取水した水が当市の水源になっている。

当地域は静岡県内でも晴天率が高いという調査結果があり、古来干ばつに見舞われてきた歴史がある。現在は、田畑の都市化により、増水時の河川の流量が増え水害の危険性が高いといわれている。

令和元年平均気温・降水量



(令和2年度菊川市データルーム)

(2) 地域の災害リスク

(洪水：地域防災計画及びハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域（主な業種、卸小売業、宿泊飲食サービス業、生活関連サービス業）において、最大で5 mの浸水が想定されているほか、市街地の大部分が2 m以内の浸水が想定されている。

また、市南部地域（主な業種、卸小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、製造業）においては、菊川、牛淵川及び丹野川が市街地中心を流れており、河川流域では最大5 mの浸水が想定されているほか、市街地の大部分で2 m以内の浸水が想定されている。

(土砂災害：地域防災計画及びハザードマップ)

当市のハザードマップによると、市全域に土石流及び急傾斜地の警戒区域が分布しており、そのような区域周辺においては、降雨時、地震時において土石流、地すべり、がけ崩れ等の発生が想定されている。

# 【菊川市土砂・浸水ハザードマップ】

## 菊川市ハザードマップ

河城・西方・町部

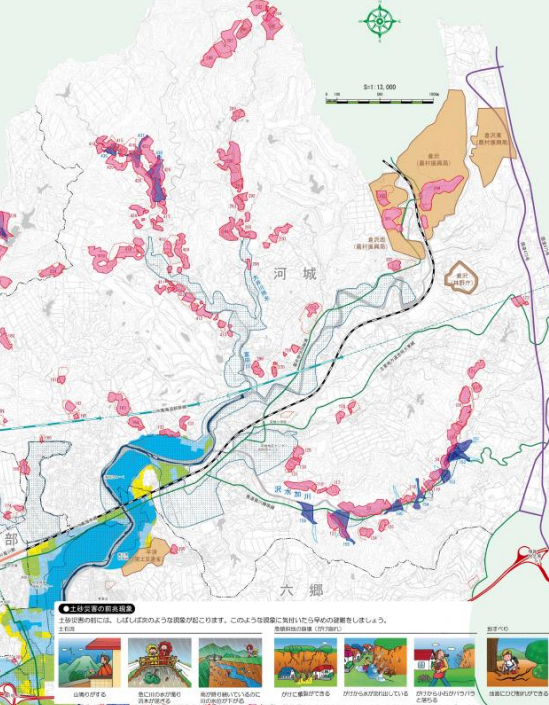
| 土砂災害   | 浸水   |
|--|--|
| <b>警戒区域・土石流</b><br>警戒区域・土石流<br>警戒区域・急傾斜地の崩壊<br>急傾斜地崩壊危険箇所<br>地すべり危険区域(指定地)<br>地すべり危険箇所 | <b>浸水想定区域</b><br>浸水想定0-0.5m未満の区域<br>浸水想定0.5-1.0m未満の区域<br>浸水想定1.0-2.0m未満の区域<br>浸水想定2.0-5.0m未満の区域<br>昭和57年浸水実績<br>注意を要する河川 |

| 土砂災害危険区域について                                      |
|---|
| 1. 警戒区域は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生を防止するため指定された区域です。     |
| 2. 警戒区域には、土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生を防止するための規制が設けられています。 |
| 3. 警戒区域には、土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生を防止するための規制が設けられています。 |
| 4. 警戒区域には、土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生を防止するための規制が設けられています。 |
| 5. 警戒区域には、土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生を防止するための規制が設けられています。 |

| 土砂災害危険区域について                                  |
|---|
| 1. 浸水想定区域は、国土交通省の定める浸水想定手法に基づき、浸水想定がなされた区域です。 |
| 2. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |
| 3. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |
| 4. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |
| 5. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |

| 土砂災害危険区域について                                  |
|---|
| 1. 浸水想定区域は、国土交通省の定める浸水想定手法に基づき、浸水想定がなされた区域です。 |
| 2. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |
| 3. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |
| 4. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |
| 5. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |

| 土砂災害危険区域について                                  |
|---|
| 1. 浸水想定区域は、国土交通省の定める浸水想定手法に基づき、浸水想定がなされた区域です。 |
| 2. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |
| 3. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |
| 4. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |
| 5. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |



### No. 1

**●土砂災害ってどんなもの?**

土砂災害は、大雨や台風などで、急傾斜地の崩壊や土石流、地すべりなどによって発生する災害です。

**●土砂災害の発生はなぜ怖い?**

土砂災害は、瞬間的に発生し、逃げ遅れやすい災害です。また、発生すると、道路や建物、農作物などが壊れるだけでなく、人命が犠牲になることもあります。

**●土砂災害の発生を防止するには?**

土砂災害の発生を防止するためには、警戒区域に指定された区域では、土砂の採取や掘削、土留め工事などを行うことが禁止されています。

**●土砂災害の発生を防止するには?**

土砂災害の発生を防止するためには、警戒区域に指定された区域では、土砂の採取や掘削、土留め工事などを行うことが禁止されています。

## 菊川市ハザードマップ

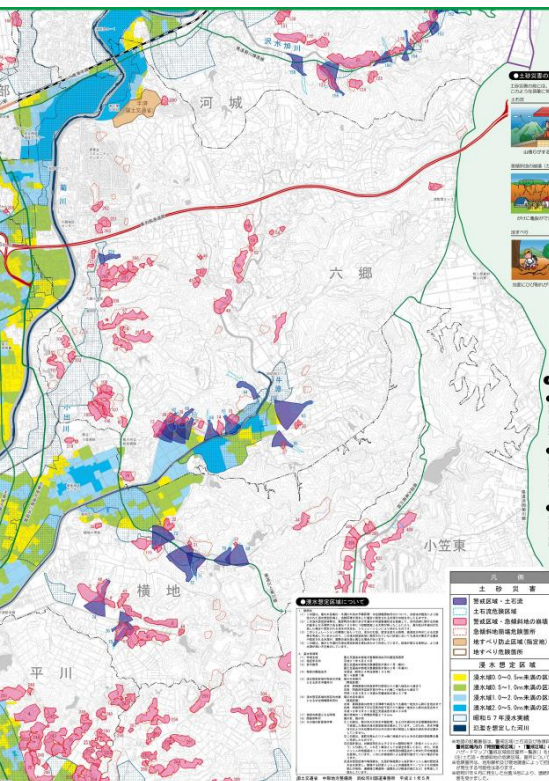
六郷・加茂・内田・横地

| 土砂災害   | 浸水   |
|--|--|
| <b>警戒区域・土石流</b><br>警戒区域・土石流<br>警戒区域・急傾斜地の崩壊<br>急傾斜地崩壊危険箇所<br>地すべり危険区域(指定地)<br>地すべり危険箇所 | <b>浸水想定区域</b><br>浸水想定0-0.5m未満の区域<br>浸水想定0.5-1.0m未満の区域<br>浸水想定1.0-2.0m未満の区域<br>浸水想定2.0-5.0m未満の区域<br>昭和57年浸水実績<br>注意を要する河川 |

| 土砂災害危険区域について                                      |
|---|
| 1. 警戒区域は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生を防止するため指定された区域です。     |
| 2. 警戒区域には、土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生を防止するための規制が設けられています。 |
| 3. 警戒区域には、土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生を防止するための規制が設けられています。 |
| 4. 警戒区域には、土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生を防止するための規制が設けられています。 |
| 5. 警戒区域には、土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生を防止するための規制が設けられています。 |

| 土砂災害危険区域について                                  |
|---|
| 1. 浸水想定区域は、国土交通省の定める浸水想定手法に基づき、浸水想定がなされた区域です。 |
| 2. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |
| 3. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |
| 4. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |
| 5. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |

| 土砂災害危険区域について                                  |
|---|
| 1. 浸水想定区域は、国土交通省の定める浸水想定手法に基づき、浸水想定がなされた区域です。 |
| 2. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |
| 3. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |
| 4. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |
| 5. 浸水想定区域には、浸水想定がなされた区域です。                    |



### No. 2

**●土砂災害ってどんなもの?**

土砂災害は、大雨や台風などで、急傾斜地の崩壊や土石流、地すべりなどによって発生する災害です。

**●土砂災害の発生はなぜ怖い?**

土砂災害は、瞬間的に発生し、逃げ遅れやすい災害です。また、発生すると、道路や建物、農作物などが壊れるだけでなく、人命が犠牲になることもあります。

**●土砂災害の発生を防止するには?**

土砂災害の発生を防止するためには、警戒区域に指定された区域では、土砂の採取や掘削、土留め工事などを行うことが禁止されています。

**●土砂災害の発生を防止するには?**

土砂災害の発生を防止するためには、警戒区域に指定された区域では、土砂の採取や掘削、土留め工事などを行うことが禁止されています。



(地震：地域防災計画及びハザードマップ)

当市の地域防災計画によると、当市に著しい被害を発生させる恐れがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する可能性がある地震として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）がある。これらによる建物被害は全壊及び焼失が最大約8,800棟、半壊が約4,300棟、人的被害は死者数が最大になると想定される冬場の深夜に発生した場合、死者約400人、重軽傷者数約2,200人と想定され、地区内事業者にも大きな被害の発生が想定される。

また、当市のハザードマップを見ると、市街地の大部分が震度7と想定されており、市南部地域においては液状化の可能性も高くなっている。

(地震：静岡県第4次地震被害想定)

静岡県の静岡県第4次地震被害想定によると、発生が危惧されている「南海トラフ巨大地震」では、市内の最大震度は7と想定されている。

(感染症)

感染予防や社会・経済活動等への対策が必要である。市では国の基本方針に基づき、「対応方針」を定め、市民に情報提供するとともに、当会では、市の「対応方針」を鑑みつつ、小規模事業者支援（融資、雇用相談、補助金申請等）として「相談窓口」を開設する必要がある。

(その他)

一級河川菊川水系菊川・牛淵川は、度重なる浸水被害を軽減するため、かつての蛇行河川を捷水路で改修した河川で、その改修に合わせて河川維持対策として床止め工が多く設置されている。

昭和57年に観測史上最大となる洪水が発生し、流域の広い範囲で甚大な被害を被った。

中・下流部の市南部地域には低平地が広がり、菊川の水位上昇時には内水氾濫による浸水被害が発生する恐れがある。

令和2年7月20日には、これまで菊川流域において継続して行われてきた治水対策に加え、更なる被害の軽減に向けた検討を進めるため、関係市町である菊川市と掛川市、国土交通省と静岡県の4者による菊川流域治水協議会が設立され、治水対策の検討が進められている。

また、隣接する御前崎市には中部電力株式会社浜岡原子力発電所が立地しており、菊川市全域が緊急防護措置を準備する区域（UPZ）に指定されている。

原子力災害発生時には、市民が放射線防護対策を実施し、必要に応じ広域的避難ができるよう計画を策定し、対策を進めている。

【震度分布・液状化危険度のハザードマップ】

菊川市ハザードマップ  
震度分布/液状化危険度

河城・西方・町部

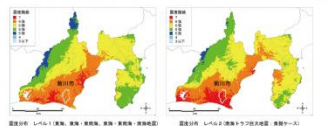
このマップは、静岡県第4次地震被害想定に基づき、各自治体単位で発生し得る最大地震が想定された場合に想定される震度及び液状化危険度の危険度を示しています。  
しほり2の地震はその発生範囲が広く、震害の被害も大きくなるため、このマップでは、しほり2の発生範囲を想定して作成されています。

(出典：静岡県第4次地震被害想定)

●地震

発生規模・震源によってしほり1～しほり2の地震が想定されます。しほり2の地震は約10kmの最大深さの地震発生範囲が広く、しほり1と比べて震度7の範囲が狭くなります。

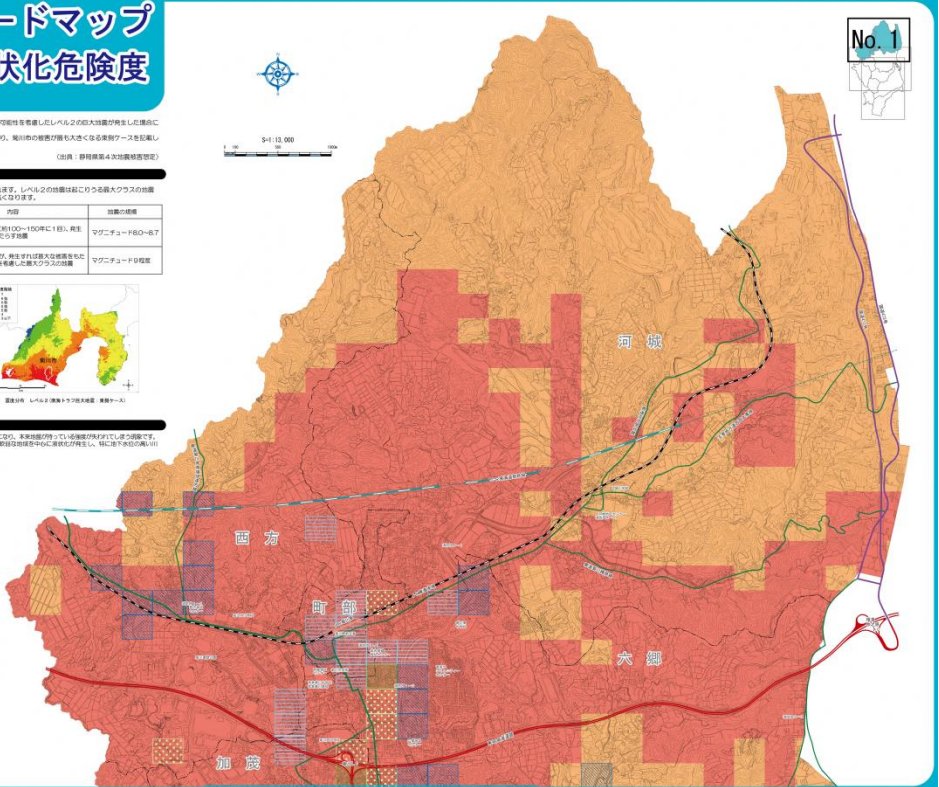
| 震度          | 想定する地震             | 内容                                     | 地震の規模          |
|-------------|--------------------|--|----------------|
| しほり1<br>の地震 | 震源・震源深度<br>震源・震源深度 | 発生範囲が約10km(約100kmに1回)、発生<br>深さが約10km以内 | マグニチュード6.0～6.7 |
| しほり2<br>の地震 | 震源・震源深度            | 発生範囲が約10km(約100kmに1回)、発生<br>深さが約10km以内 | マグニチュード6.0～6.7 |



●地盤の選別化

地盤の選別化は、地盤の硬さによって選別化が行われ、硬い地盤は選別化が行われていない地盤よりも、同じ地震発生規模でもその被害が小さくなります。

| 震度分布 | Distribution of seismic intensity |
|------|-----------------------------------|
| 震度7  | 震度7                               |
| 震度6強 | 震度6強                              |
| 震度6弱 | 震度6弱                              |



菊川市ハザードマップ  
震度分布/液状化危険度

六郷・加茂・内田・横地

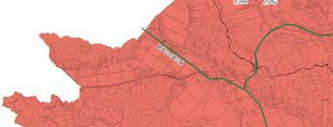
このマップは、静岡県第4次地震被害想定に基づき、各自治体単位で発生し得る最大地震が想定された場合に想定される震度及び液状化危険度の危険度を示しています。  
しほり2の地震はその発生範囲が広く、震害の被害も大きくなるため、このマップでは、しほり2の発生範囲を想定して作成されています。

(出典：静岡県第4次地震被害想定)

●地震

発生規模・震源によってしほり1～しほり2の地震が想定されます。しほり2の地震は約10kmの最大深さの地震発生範囲が広く、しほり1と比べて震度7の範囲が狭くなります。

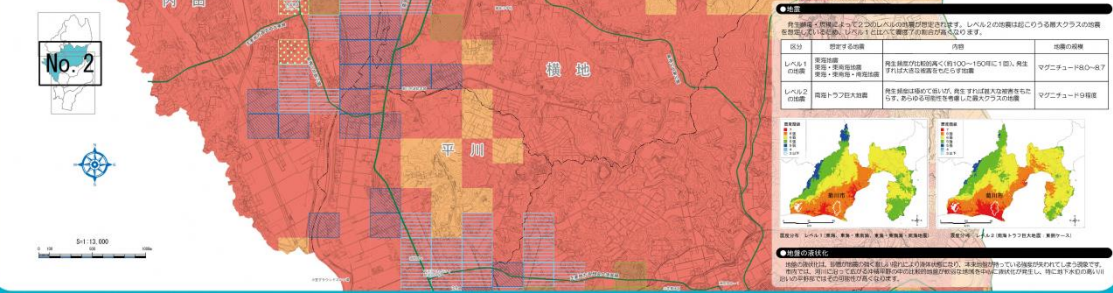
| 震度          | 想定する地震             | 内容                                     | 地震の規模          |
|-------------|--------------------|--|----------------|
| しほり1<br>の地震 | 震源・震源深度<br>震源・震源深度 | 発生範囲が約10km(約100kmに1回)、発生<br>深さが約10km以内 | マグニチュード6.0～6.7 |
| しほり2<br>の地震 | 震源・震源深度            | 発生範囲が約10km(約100kmに1回)、発生<br>深さが約10km以内 | マグニチュード6.0～6.7 |



●地盤の選別化

地盤の選別化は、地盤の硬さによって選別化が行われ、硬い地盤は選別化が行われていない地盤よりも、同じ地震発生規模でもその被害が小さくなります。

| 震度分布 | Distribution of seismic intensity |
|------|-----------------------------------|
| 震度7  | 震度7                               |
| 震度6強 | 震度6強                              |
| 震度6弱 | 震度6弱                              |



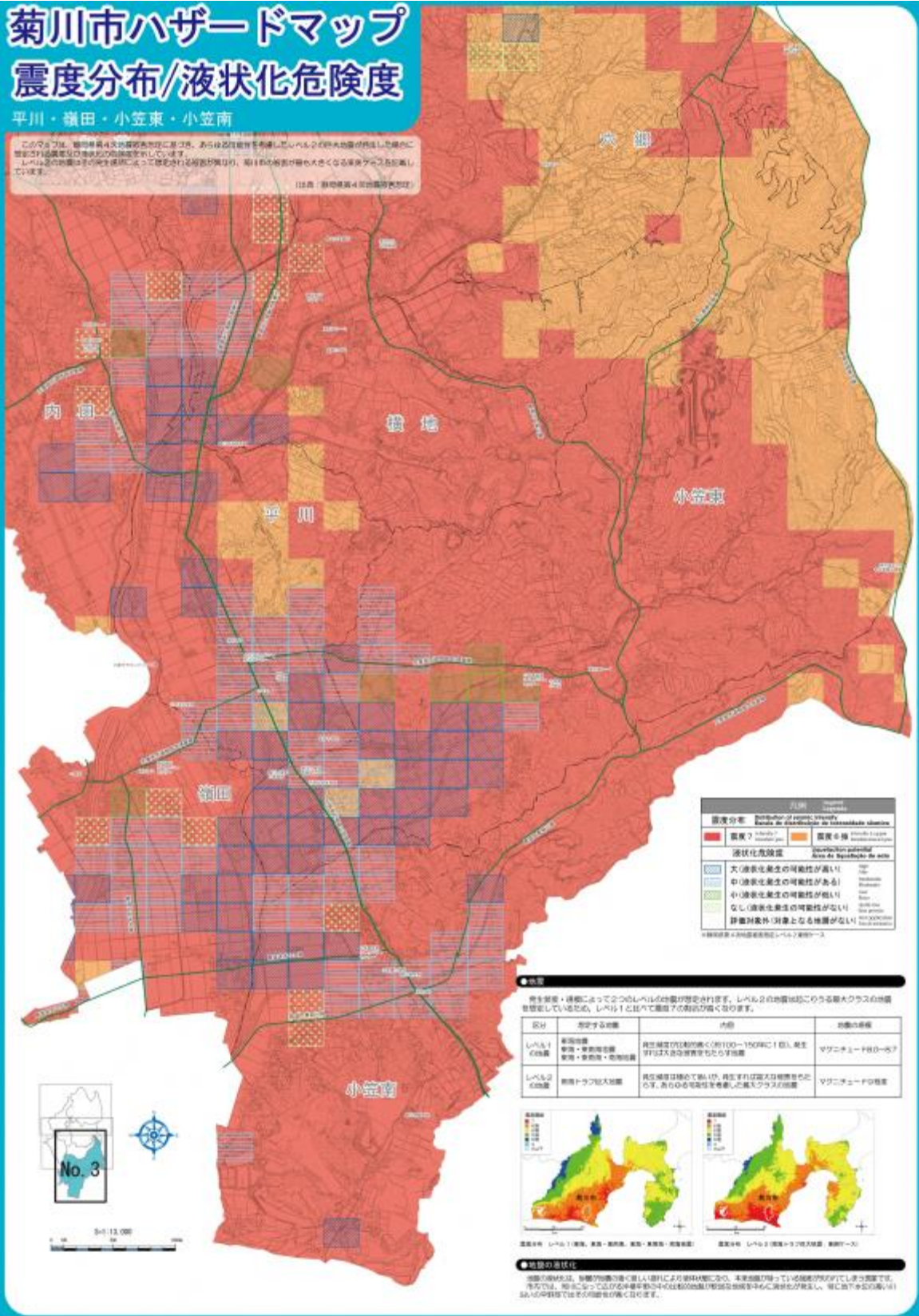
# 菊川市ハザードマップ

## 震度分布/液状化危険度

平川・嶺田・小笠東・小笠南

このマップは、震動予測4次評価の基盤図に基づき、あらゆる可能性を考慮したレベル2の地震危険度と液状化危険度の分布を示したものです。  
レベル2の地震は、その発生確率が極めて低く、かつその被害が最も大規模となる震度クラスに分類されています。

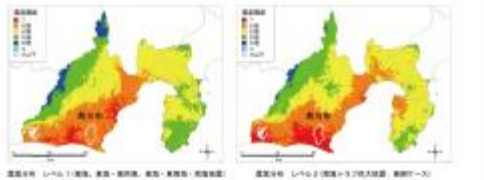
(注：震動予測4次評価基盤図)



| 震度分布 |      | 液状化危険度 |    |
|------|------|--------|----|
| 震度7  | 震度6強 | 大      | 中  |
| 震度7  | 震度6強 | 大      | 中  |
| 震度6強 | 震度6弱 | 中      | 小  |
| 震度6弱 | 震度5強 | 小      | なし |
| 震度5強 | 震度5弱 | なし     | なし |
| 震度5弱 | 震度4強 | なし     | なし |
| 震度4強 | 震度4弱 | なし     | なし |
| 震度4弱 | 震度3強 | なし     | なし |
| 震度3強 | 震度3弱 | なし     | なし |
| 震度3弱 | 震度2強 | なし     | なし |
| 震度2強 | 震度2弱 | なし     | なし |
| 震度2弱 | 震度1強 | なし     | なし |
| 震度1強 | 震度1弱 | なし     | なし |
| 震度1弱 | 震度0  | なし     | なし |

### ●地震

| 区分          | 想定する地震                         | 内容  | 地震の規模       |
|-------------|--------------------------------|---|-------------|
| レベル1<br>の地震 | 東海地震<br>関東・東海地震<br>東海・東南海・南海地震 | 震度7以上の震度域(約100~150km)に、発生<br>する大規模地震を想定した地震   | M7.0~M8.0程度 |
| レベル2<br>の地震 | 南海トラフ巨大地震                      | 震度7以上の震度域に、発生する大規模地震を想定<br>した地震、あるいは南海トラフ巨大地震 | M7.0~M8.0程度 |



### ●液状化危険度

液状化危険度は、地盤の硬さや埋め立てによる地盤沈下など、本図に示していない地盤の状況によって異なる可能性があります。  
ただし、本図に示している地盤の状況に基づいて、液状化危険度の評価が行われています。詳しくは、国土交通省の「液状化危険度評価マニュアル」を参照してください。



### (3) 商工業者の状況（菊川市商工会総会資料）

- ・ 商工業者等数 1,680人（令和2年4月現在）
- ・ 小規模事業者数 1,501人（令和2年4月現在）

#### 【内訳】

| 主 な 業 種 | 商工業者数  | 備 考（事業所の立地状況）                         |
|---------|--------|---------------------------------------|
| 商工業者    | 建設業    | 330社<br>市内に広く分散している                   |
|         | 製造業    | 297社<br>市内に広く分散している                   |
|         | 卸・小売業  | 380社<br>市街地に多く、南部地域（小笠地区）<br>では分散している |
|         | 飲食・宿泊業 | 150社<br>市街地に多く、南部地域（小笠地区）<br>では分散している |
|         | サービス業  | 234社<br>市街地に多く、南部地域（小笠地区）<br>では分散している |

### (4) これまでの取組

#### ①市の取組

- イ 菊川市地域防災計画の策定
- ロ 防災訓練の実施
- ハ 防災資機材の備蓄
- ニ 菊川市ハザードマップ等を活用した周知啓発
- ホ 茶こちゃんメールによる情報発信  
※防犯・防災・火災・気象・市政情報を随時メールにて配信。

#### ②当会の取組

- イ 事業者BCPに関する国や県の施策の周知  
国や県のBCPに関する施策を巡回・窓口での案内や、会員向け定期発送（隔月）にて会員事業所に周知を図っている。
- ロ 事業者BCP策定に関する支援  
事業所が積極的にBCP策定を行う際には、県商工会連合会の専門家派遣メニューを適宜活用し、発災時行動マニュアル策定支援を行っている。
- ハ 商工会独自の避難訓練の実施  
商工会の入る商工会館では半年に一度定期的な避難訓練を実施して緊急時における初動確認を行っている。
- ニ 外部研修会への参加  
商工会連合会や中小企業大学校が主催する研修への参加を促し、職員のBCPに関する知識や支援能力の向上を図っている。
- ホ 感染症対策「経営相談窓口」の開設  
経営相談窓口を開設し、融資及び補助金申請等の支援を行っている。

## II 課題

現状では、市内で発生する災害リスク等について事業所も職員も十分に認識・把握ができておらず、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人材もいない。また緊急時協力体制の重要性について具体的なマニュアルが整備されていないため、事業者に対しての情報提供やBCP策定取組み支援が進んでいない。

災害時の情報提供やBCP策定支援の取組については、当会だけでの実施は不可能であり、各関係機関と連携し支援を行っていくことが必要となる。さらに、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題がある。

## III 目標

- イ 市内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。周知の方法については、特に巡回に力を入れ直接説明することで災害の事前対策を促す。
- ロ 発災後速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制整備や平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人材、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ハ 専門家や損保会社等と連携し、市内小規模事業者に対しBCPの重要性を理解してもらい、平時からの備えを整えておくことで地震や風水害などの天災、ウイルス感染などあらゆる角度からの災害受難を想定し、限られた経営資源の効率的な運用方法の確立に繋げていく。
- ニ 「菊川市商工会事業継続計画（BCP）」を作成し、災害発生時における組織的な体制の構築や防災・減災の強化を実施する。緊急時の連絡網や出勤ルールを決め災害時に職員が適切な行動をとれるよう整備する。
- ホ 損保会社と連携し、保険会社災害リスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入であれば補完できる制度を保険会社と連携して対応斡旋に努める。

### その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。



## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

## II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### (1) 事前の対策

菊川市地域防災計画をもとに、発災時に混乱なく応急対応策等に取り組めるようにする。

#### ①小規模事業者に対する災害リスクの周知

##### イ 災害リスクの周知

当会においては、巡回、窓口経営指導時にハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

市では、地域防災計画やハザードマップ等により、災害リスクの周知を行う。

##### ロ 計画作成支援

大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。

・BCP策定支援 3社/年

##### ハ 情報提供

当会においては会報及びホームページ等による国や県、市の施策紹介、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。

市では、広報誌及びホームページ等により、国や県、市の施策紹介を行う。

##### ニ 指導及び助言

小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

##### ホ 普及啓発セミナーの開催

事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。

#### ②商工会自身の事業継続計画の作成

##### イ 事業継続計画の作成

当会において令和3年度に事業継続計画を作成する。

計画には緊急時における組織内の体制整備、商工業に関する被害状況の確

認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法等を記載する。

### ③関係団体等との連携

#### イ 普及啓発セミナー等の開催

連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナー等を年1回以上実施する。また、共済・保険制度の加入確認を行い、未加入であれば補完できる制度を紹介する。

・損害保険・共済制度加入 50社/年

#### 《あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携》

全国商工会連合会とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は相互に幅広い連携・協力関係を構築し、地域の小規模事業者等の労務リスク対策を支援するために「小規模事業者等の労務リスク対策支援に関する連携協定を2018年11月21日に締結した。

#### 《東京海上日動火災保険株式会社との連携》

全国商工会連合会と東京海上日動火災保険株式会社は、小規模事業者に対する自然災害等のリスク対策を支援するため、2017年11月29日に「小規模事業者等に関するリスクマネジメント支援に関する協定」を締結した。

### ④フォローアップ

#### イ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

定期的な巡回により取り組み状況を確認し、必要ならば計画の変更支援を行う。必要に応じて外部の専門家を招聘し協力して支援にあたる。

#### ロ 協議会設置の検討

状況確認や改善点等について協議する（仮称）菊川市事業継続力強化支援協議会の設置に向けた検討を実施する。

### ⑤当該計画に係る訓練の実施

イ 自然災害（震度5弱以上の地震）が発生したと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## (2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で市内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### ① 応急対策の実施の可否の確認

イ 発災後2時間以内に当会職員の安否確認を行う（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否の確認）。

ロ 大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と市で共有する。

| 項目                            | 初動対応の内容                             | 発災後の対応時期      | 事前対策の内容  |
|-------------------------------|-------------------------------------|---------------|--|
| 1 人命の安全確保<br>(商工会)            | 職員の避難                               | 発災直後          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠点内の安全エリアの設定</li> <li>・ 市内の避難経路の周知・確認</li> <li>・ 避難所までの経路確認</li> </ul>      |
|                               | 職員の安否確認                             | 発災直後          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安否確認システムの導入</li> <li>・ 職員の連絡網の整備<br/>(携帯電話番号、メールアドレス、SNS等)</li> </ul>       |
|                               | 設備の緊急停止方法                           | 発災直後          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時の設備停止手順の周知・確認</li> </ul>   |
|                               | 事業所への対応方法                           | 発災直後          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所へ避難場所の周知、誘導體制の確立</li> </ul>  |
| 2 非常時の緊急時体制の整備<br>(市)         | 市長を本部長とした災害対策本部の立ち上げ                | 発災直後          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置基準の策定</li> <li>・ 災害対策本部の体制整備等</li> </ul>                                  |
| 3 被害状況の把握<br>被害情報の共有<br>(商工会) | 被災状況の確認<br>当該情報の第一報を市災害対策本部、県商工連に報告 | 発災後<br>12時間以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害情報の確認手順の整理</li> <li>・ 被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等</li> </ul> |
| 4 その他<br>(商工会)                | 市等との各種調整                            | 発災後随時         | -  |

## ② 応急対策の方針決定

当会と市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(被害規模の目安は以下を想定)

| 被害規模     | 被害状況   | 想定する応急対策の内容   |
|----------|--|---|
| 大きな被害がある | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内10%程度の事業所で「瓦が割れる」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・市内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急相談窓口を設置し相談業務を実施</li> <li>・被害調査及び経営課題の把握</li> <li>・復興支援策を活用するための支援業務の実施</li> </ul> |
| 被害が見られる  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内1%程度の事業所で「瓦が割れる」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・市内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急相談窓口を設置し相談業務を実施</li> <li>・被害調査及び経営課題の把握</li> </ul>                                |
| ほぼ被害はない  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>   | なし  |

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

## ③ 情報共有

当会と市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

|           |           |
|-----------|-----------|
| 発災後 ～ 1週間 | 1日に2回共有する |
| 1週間 ～ 2週間 | 1日に1回共有する |
| 2週間 ～ 1か月 | 2日に1回共有する |
| 1か月 以降    | 7日に1回共有する |

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

#### ①指示命令系統及び連絡体制の構築

自然災害等発生時に、市内の商工業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことのできる状況に応じた仕組みを構築する。

#### ②被災地域での活動

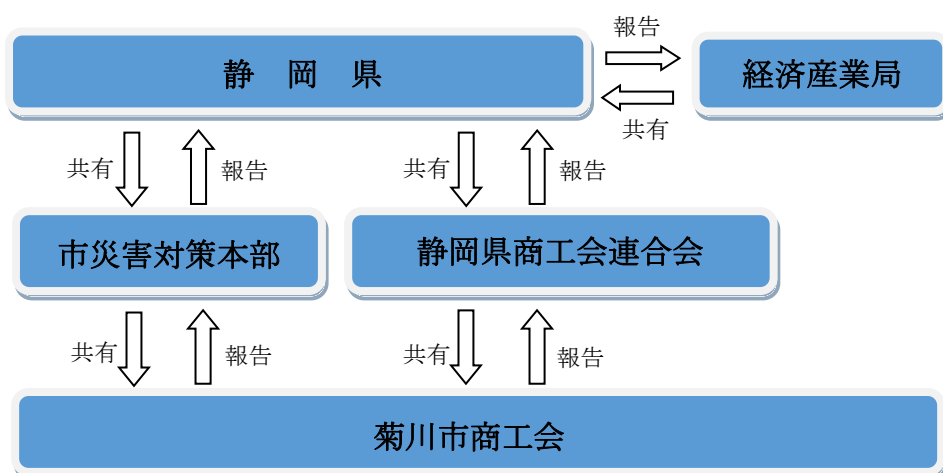
二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。

#### ③被害状況の確認

当会と市は被害状況について現地確認等により被害額（合計、建物設備、商品等）の算定をする。算定方法については、県から県連を通じて調査依頼を求められる「実態調査票」（様式第5号）により報告する。

#### ④静岡県への報告

当会と市が共有した情報を静岡県が指定する方法にて、市又は静岡県商工会連合会を経由し、静岡県に報告する。



### (4) 応急対策時の市内小規模事業者に対する支援

#### ①相談窓口の開設

相談窓口の開設方法について、相互に協議し決定する（当会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。

②市内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。被害状況は、「実態調査票」（様式第5号）を用い、被害対象物・被害額等の詳細を確認する。

#### ③情報提供

応急時に有効な被災事業者向けの施策（国や県、市等の施策）について、商工会HPを活用して市内小規模事業者等へ情報提供を行う。

## (5) 市内小規模事業者に対する復興支援

### ①復興支援に係る方針の決定

静岡県及び市の方針に従い、復旧・復興支援の方針を定め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

### ②人的支援要請

被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を静岡県や上部団体である静岡県商工会連合会等と協議する。

### ③災害復旧に係る融資制度等の紹介

災害復旧の融資メニューの紹介を当会及び市ホームページ等で行う。さらに復旧後の融資の相談対応及び受付業務を法定経営指導員等が対応する。

### ④救援物資の調達

行政等からの救援用物資及び復旧資材の要請に対しては、可能な限り該当する事業者のリストなどを提供し、地域全体の復旧に対応する。物資等の需給のマッチングにより市内小規模事業者の事業の継続を推進する。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

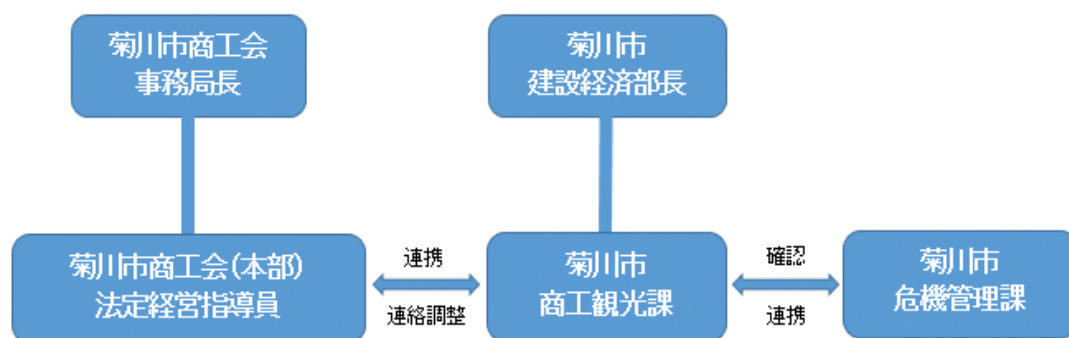
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 3 年 4 月現在)

I 実施体制



II 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 石橋寛士、紅林泰成、碓井崇史  
〒439-0031 菊川市加茂 2156  
TEL:0537-36-2241/FAX:0537-36-2244  
E-mail:info@kksho.jp

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

イ 本計画の具体的な取組の企画や実行

ロ 計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

III 菊川市商工会、菊川市連絡先

①菊川市商工会

〒439-0031 菊川市加茂 2156  
TEL:0537-36-2241/FAX:0537-36-2244  
E-mail:info@kksho.jp

②菊川市役所 建設経済部 商工観光課

〒439-8650 菊川市堀之内 61  
TEL:0537-35-0936/FAX:0537-35-2114  
E-mail:shoukou@city.kikugawa.shizuoka.jp

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに静岡県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|         | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 200   | 200   | 200   | 200   | 200   |
| 専門家派遣   | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   |
| 協議会運営   |       |       |       |       |       |
| セミナー開催  | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   |
| チラシ等作成費 |       |       |       |       |       |
| その他経費   |       |       |       |       |       |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法         |
|--------------|
| 会費収入、参加者負担金等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所<br>並びに法人にあっては、その代表者の氏名   |
|--|
| イ) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社<br>東京都渋谷区恵比寿 1-28-1<br>代表取締役社長 金杉恭三<br>ロ) 東京海上日動火災保険株式会社<br>東京都千代田区丸の内 1-2-1<br>取締役社長 広瀬伸一 |
| 連携して実施する事業の内容  |
| ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 (セミナー等の開催)<br>② BCP 策定支援 (専門家の派遣)   |
| 連携して事業を実施する者の役割  |
| ① 災害リスクの周知と保険見直し相談<br>② BCP 策定ツールの提供、指導・助言   |
| 連携体制図等   |
|  |